

板橋区環境教育推進プラン（第二次）策定の着手概要について

1 趣旨

区では、環境教育方針や計画策定を地方自治体の責務として定めた、平成15年7月制定の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）に基づき、平成19年2月に「環境教育推進プラン」を策定（プラン期間は平成19年度～平成27年度）して、環境教育推進施策を推進している。

その後、平成23年6月に環境教育推進法の一部が改正され、その目的に、「協働取組の推進」、基本理念・定義規定に、「生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成」等が追加され、旧法の“体験学習に重点を置く取組”から、“幅広い実践的人材づくりと活用へ”と発展された。

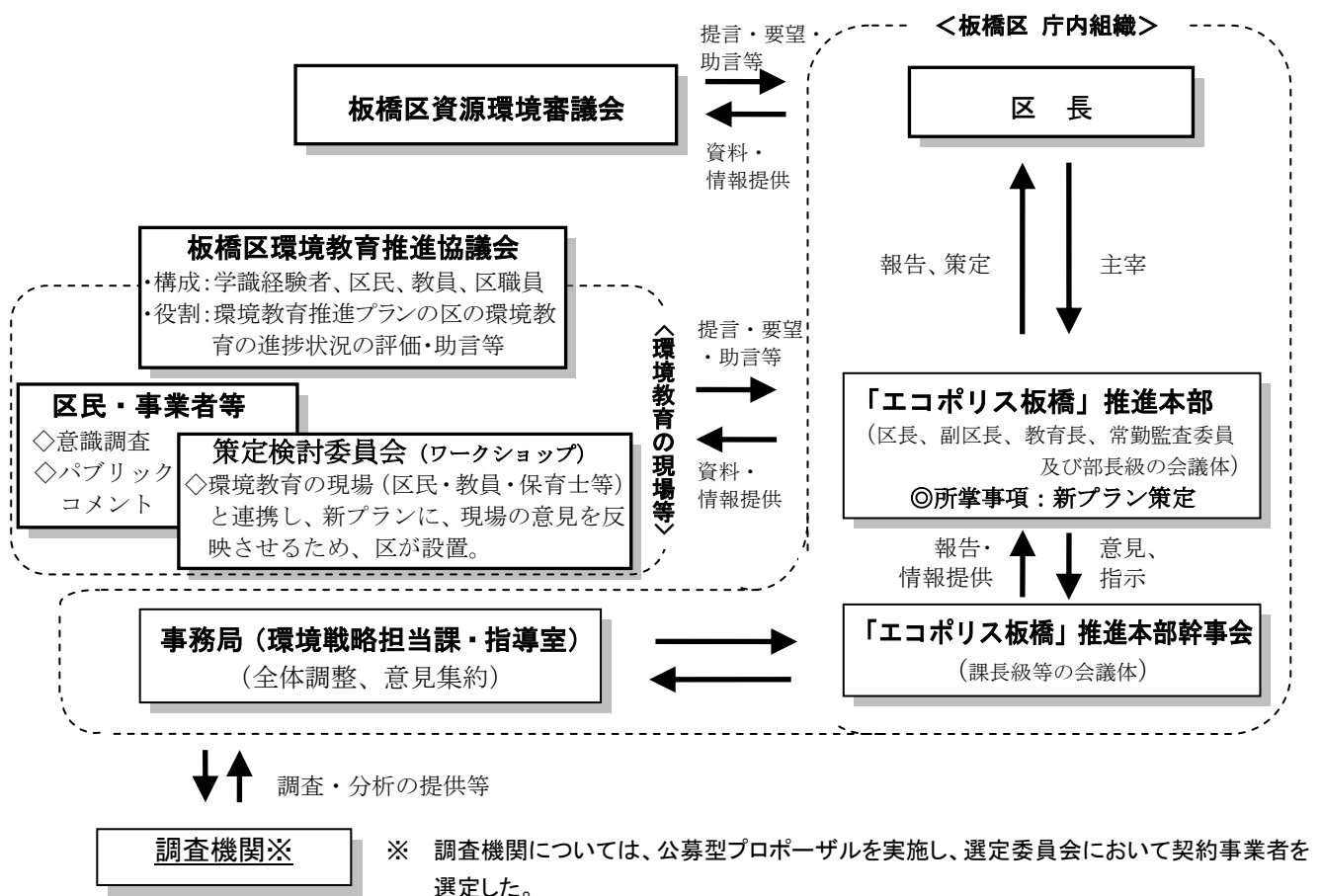
これら法の改正に対応すべく、平成28年度以降の新たな環境教育の指針となる「環境教育推進プラン（第二次）」（以下「新プラン」という。）の策定に着手し、実践的で具体的な環境教育施策に取り組んでいく。

2 計画期間

平成28年度から、上位計画である「板橋区環境基本計画（第三次）」の計画年次である平成37年度までの10年間とし、達成すべき目標を定めていく。

3 策定体制

板橋区環境教育推進プラン（第二次）体制（案）



4 策定スケジュール（予定）

裏面参照

